\bigcirc 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成二年大蔵省令第三十八号)

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) 、公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法

第三十三条の二 (第一項第二号及び第四項を除く。 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二 以下この項において同じ。)の

えるものとする。 三条の二中「目論見書」とあるのは、 を準用する場合について準用する。この場合において、同令第二十 規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定 「公開買付説明書」と読み替

2 • 略

正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によ 条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、 ない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において ることができる。 十三条の二第一項第一号の同意をしている者に対しては、第二十四 している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければなら 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付 項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二 訂正の理由、 訂

改 正 前

に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) (公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法

第三十三条の二 の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規 定を準用する場合について準用する。この場合において、 十三条の二中「目論見書」とあるのは、 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二 「公開買付説明書」と読み 同令第一

$\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 同上

替えるものとする。

4

事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によること 項に規定する書面を交付する方法に代えて、 ない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければなら ができる。 十三条の二第一項の同意をしている者に対しては、第二十四条第五 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付 第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二 訂正の理由、 訂正した